

令和 7 年 2 月 2 0 日

▼タイトル

補助金返還請求事件に係る判決を受けて市長コメント

▼概 要

高島市農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金未返還にかかり、令和 5 年 9 月 7 日に株式会社 風車 代表取締役 飯阪 太祐を相手取り訴えていた「補助金返還請求事件」について、大津地方裁判所において判決が言い渡されました。

- 1 事 件 名 大津地方裁判所 令和 5 年（ワ）第 4 5 9 号 補助金返還請求事件
- 2 相 手 方 株式会社 風車 代表取締役 飯阪 太祐
- 3 判決内容 被告は、原告に対し、3 億 7 3 7 5 万円及びこれに対する令和 5 年 6 月 1 日から支払済みまで年 1 0 . 9 5 % の割合による金員を支払え。

▼市長コメント

本日（2 月 2 0 日）、大津地方裁判所において、「補助金返還請求事件」に関する判決が言い渡されました。

市といたしましては、判決により債権が確定しました後、当該債権を所管する関係部局におきまして、適正な債権管理とその回収に努めてまいります。

※なお、判決確定まで 2 週間程度を要します。

▼問い合わせ先

- 所 属：農林水産部 農業政策課
- 電 話 番 号：0 7 4 0（2 5）8 5 1 1
- ファックス：0 7 4 0（2 5）8 5 1 9

- 所 属：総務部 総務課
- 電 話 番 号：0 7 4 0（2 5）8 5 3 8
- ファックス：0 7 4 0（2 5）8 1 0 1